

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	横手市 後期高齢者医療関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県横手市長

## 公表日

令和5年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	<p>【事務概要】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を保険者とし、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>【個人番号の利用】 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①被保険者の資格移動（年齢到達、転入、死亡、転出等）に該当する住民異動情報の管理</li><li>②資格が異動した被保険者の情報管理</li><li>③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者・世帯員の所得異動情報の管理</li><li>④保険料の異動情報の管理、期割額情報の作成及び管理</li><li>⑤保険料の特別徴収の開始・中止の依頼とその結果の情報管理</li><li>⑥簡易申告、収入基準額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理</li><li>⑦被保険者等の発行、保険料納入額通知書・納付書の送付</li><li>⑧保険料の納付及び還付情報の管理</li><li>⑨その他各種給付関係申請等の受付および広域連合への送付</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 後期高齢者医療システム</li><li>2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム</li><li>3. 収滞納管理システム</li><li>4. ID連携サーバ（団体内統合宛名システム）</li><li>5. 中間サーバ</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項 別表第一 第59項</li></ul></li><li>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<ul style="list-style-type: none"><li>・別表第一省令 第46条</li></ul></li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 第82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 財務部 税務課</li><li>2. 市民福祉部 国保市民課</li></ul>
②所属長の役職名	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 税務課長</li><li>2. 国保市民課長</li></ul>
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp
	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 国保年金課 後期高齢者医療係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 藤井 靖己 2. 国保年金課長 佐越 和之	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 佐越 和之	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 佐越 和之	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 岩根 育子	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成30年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【事務概要】 本事務は、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、及び前記事務に付随する事務等を行うものである。</p> <p>【個人番号の利用】 高齢者の医療確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、広域連合に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。 ② 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③ 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料納入額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤ 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥ 被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>	<p>【事務概要】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)を被保険者とし、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>【個人番号の利用】 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格移動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 ②資格が異動した被保険者の情報管理 ③保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者・世帯員の所得異動情報の管理 ④保険料の異動情報の管理、期割額情報の作成及び管理 ⑤保険料の特別徴収の開始・中止の依頼とその結果の情報管理 ⑥簡易申告、収入基準額申請、障害認定申請、送付先変更等の受理及び情報管理 ⑦被保険者等の発行、保険料納入額通知書・納付書の送付 ⑧保険料の納付及び還付情報の管理 ⑨その他各種給付関係申請等の受付および広域連合への送付</p>	事後	評価書の見直しによる記載事項の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収滞納管理システム	事後	評価書の見直しによる記載事項の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	評価書の見直しによる、記載事項の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第82項)</p>	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の規定により市町村が行うこととされている事務においては、情報連携を実施しない。	事後	評価書の見直しによる、記載事項の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	1. 税務課長 押切 進 2. 国保年金課長 岩根 育子	1. 税務課長 2. 国保年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の模式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	1. 市民生活部 税務課 2. 市民生活部 国保年金課	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 国保市民課	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp  郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 国保年金課 国民健康保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp  郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 国保市民課 国民健康保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和4年6月14日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和5年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収滞納管理システム	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 収滞納管理システム 4. ID連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバ	事前	保険料の還付等において公金受取口座情報を照会可能にするための再評価を実施
令和5年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	保険料の還付等において公金受取口座情報を照会可能にするための再評価を実施
令和5年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の規定により市町村が行うこととされている事務においては、情報連携を実施しない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第82項	事前	保険料の還付等において公金受取口座情報を照会可能にするための再評価を実施
令和5年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	保険料の還付等において公金受取口座情報を照会可能にするための再評価を実施
令和5年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	[十分である]	事前	保険料の還付等において公金受取口座情報を照会可能にするための再評価を実施